

アビカルチャースクール

会 則

第1章 運営・目的

第1条 名称・目的

本スクールは、アビカルチャー（以下スクールという）と称し、本スクールの会員が、スクール内の諸施設を利用して、専門知識・技術の向上を計ると共に会員相互の親睦を計る事を目的とする。

第2条 所在地

本スクールの所在地は、千葉県我孫子市本町3-2-1とする。

第3条 運営・指導

本スクールは、石橋生絲株式会社（以下会社という）がその運営、管理を行う。
指導については各専門講師に指導を委託する

第7条 会員証

- (1) 会社は、会員に対し、会員証を発行する。
会員が本スクールを利用する時は会員証を提示しなければならない。
- (2) 会員は、会員証を第三者に貸与することはできない。
貸与した場合は会社はその会員を除名することができる。
- (3) 会員は、会員証を紛失した場合には、速やかに会社へ届け出るものとする。その場合、再発行料は会員が負担する。
- (4) 会員は、会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を会社に返還しなければならない。

第8条 資格の喪失

- 会員は、次の場合に会員資格を喪失する。
- (1) 会員が退会したとき。
＊退会月の5日迄に会社に所定の届出を行わなければならない。
 - (2) 会員が除名されたとき。
 - (3) 会員が死亡したとき。
 - (4) 法人が解散したとき。
 - (5) 経営上重大な理由により会社が本スクールを閉鎖したとき。
 - (6) 講師都合により講座が閉講したとき

第9条 会員除名

- 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社はその会員を除名することができる。
- (1) 本会則、約款、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
 - (2) 本スクールの名誉を著しく傷つけ、本スクールの秩序を乱したとき。
 - (3) 諸会費・諸料金の支払いを怠りその額が3ヶ月分以上に達したとき。但し本スクールに対し故意な行動や言動不利益となる行為があった場合はそれに準じない。
 - (4) 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
 - (5) 会社が本スクールの会員としてマナー違反や暴言他会員との揉め事を起こす等、その他本スクール運営上に不利益となる行為をし会員としてふさわしくないと判断したとき。

第10条 会員資格の譲渡禁止

本スクールの会員資格は、これを譲渡することはできない。

第2章 会員

第4条 会員資格

本スクールは会員制とし、会員は、スクールの会則及び施設利用約款（以下約款という）を承認の上入会を申し込み、会社が認めた者を会員として施設を、利用することができる。ただし、下記の各号に該当する者は入会資格を有しない。

- (1) 健康に異常のある者。
- (2) 本スクールとしてふさわしい品位と社会的信用のない者。
- (3) 暴力団関係者、薬物常用户、刺青・タトゥーをした者等。
- (4) 会社が不適当と認めた者。

第5条 入会手続き

- (1) 本スクールに入会しようとするものは、所定の入会手続きを行い、会社の承認を得て、会社の定める入会金、諸会費・諸手数料等を会社に払い込まなければならない。
- (2) 未成年者が入会を希望する場合は、本人と保護者が連署の上、入会申し込みを行うものとする。
この場合、保護者は、会則、施設利用約款に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第6条 入会金、諸費用

- (1) 会員は会社が定めらた入会金、諸会費・諸手数料等を会社払い込まなければならない。
- (2) いったん納入した入会金、諸会費・諸手数料等はいかなる場合でも返還しない。
- (3) 会社は、経済情勢等の変動に応じて、入会金、諸会費・諸手数料等の金額を変更することができる。

第3章 その他

第11条 ビジター

本スクールはビジター制度はない

第12条 施設利用約款

本会則に定めない事項及び業務上必要な規則は
会社が施設利用約款として定める。

第13条 会則・施設利用約款の改定

会社は、必要と認めた場合、本会則及び施設利用約款
の改定を行うことができる。
尚、改定内容は全会員に適用されるものとする。

第14条 個人情報保護に関する法令・規則の遵守

会社は、個人情報の保護に関する法令及びその他の
規範を遵守する。

第15条 効 力

本会則は、2026年1月より効力を発する。

第5条 入場禁止・退場

会社は、会員が下記の各号に該当する場合は、
その会員の本スクールの入場禁止及び退場を
命じることができる。

- (1) 伝染病等に罹患しているとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 健康状態を害しており、受講する事が
好ましくないと判断されるとき。
- (4) 他の施設利用者・講師・従業員に迷惑をかける
と判断されるとき。
- (5) 負傷や発病等で施設の利用が困難であると会社が
判断した場合において、その後回復等によりその原因が
解消した事を医師による診断書または会社所定の施設利用の
誓約書の提出により証明する事を会社が求めたにもか
かわらず、提出を拒否した場合

第6条 休館日

本スクールは毎週火曜日を休館日とする。
その他年末・年始・夏季・施設点検日については特別休館日とする。
また、止むを得ない事由が発生した場合は臨時休業することがある。
その場合は、原則として、一週間前までに施設内に掲示する。

第7条 施設の閉鎖・利用制限

会社は、次の事由により、本スクールの全部又は一部の
閉鎖もしくは利用を制限することができる。

- (1) 気象、災害等により、開業が不可能なとき。
- (2) 施設の改造又は修理のとき。
- (3) 休館日及び特別休館日。
- (4) 経営上、重大な事由が生じたとき。
- (5) 指導委託講師に問題が生じたとき

第8条 損害賠償

- (1) 会員が本スクールの施設利用に際して、会員の責に
帰すべき事由により会員が受けた損害については、
会社は一切損害賠償の責を負わない。
- (2) 会員が本スクールの施設利用に際して、会員の責に
帰すべき事由により会社又は第三者に損害を
与えた場合、会員は速やかにその賠償の責を
負うものとする。

第9条 休 会

休会したとき。但し本スクールに対し故意な行動や言動
不利益となる行為があった場合はそれに準じない。
フロントにて所定の届出を行うものとする。

第10条 変更届

会員は住所、連絡先等、入会申込書記載事項に変更
判断したとき。

第11条 約款の改定

会社は、必要と認めた場合、本約款の改定を行う
ことができる。
なお、改定内容は、全会員に適用されるものとする。

施設利用約款

第1条 施設利用

本スクールを利用しようとする者は、会則及び
約款に基づき会社と契約し
会員にならなければならない。

第2条 会員の種類

- (1) 会社は必要に応じて会員の種類を新設し、
または、廃止することができる。

第3条 健康管理

- (1) 会員は入会時に
健康状態を正確に申告しなければならない。

第4条 諸規則の遵守

会員は、本スクールの施設利用に際して、会則、約款及び
会社が別途定める規則を遵守しなければならない。